土木工事特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第１条　本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第２条　「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24　建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1　適用

1. 適用工事

徳島県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県県土整備部が発注する河川工事、河川海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、港湾工事、港湾海岸工事、漁港、漁場及び漁港海岸工事、公園緑地工事、下水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11　工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降３０日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13　施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の 工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。

②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出

日）以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

1.選任通知

（４）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

②監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

4.低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する技術者を 1 名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項（1）を準用するものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

5.監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第 15 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようと する場合は、第 1 項（1）を準用するものとする。

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40　事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57　しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第２号）または標板（様式第３号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（徳島県土木工事施工管理基準（案）に関する変更使用事項）

第３条　「徳島県土木工事施工管理基準（案）令和６年７月」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第４条　当初請負額が 500 万円以上 3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２　前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

４　施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

５　受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（１）徳島県工事検査規程第７条の補修工事の請求又は第８条の簡易な修補の指示が行われた場合

（２）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

（３）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/

（１日未満で完了する作業の積算）

第５条　「１日未満で完了する作業の積算」（以下「１日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

２　受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書Ⅰ-12-①-1～Ⅰ-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

３　同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しないものとする。

４　受注者は、協議にあたって、１日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しないものとする。

５　通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第６条　本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

２　施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

３　夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

４　試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に質する現場管理費の補正の試行要領 徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第７条　本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

２　受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領 徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第８条　本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。

２　猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、５月１日から１０月３１日までとする。

３　現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。

また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。

４　現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。

５　現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312229/

（資材価格高騰に対する特例措置）

第９条　本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

２　本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

第１０条　本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別

途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

2　調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	規格	設計数量
600V ビニル絶縁電線(IV)	8mm2	71m
600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(CV)	3 心　8mm2	78m
600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(CV)	4 心　5.5mm2	5m
600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(CV)	2 心　5.5mm2	85m
波付硬質合成樹脂管　FEP	30mm	7m
波付硬質合成樹脂管　FEP	65mm	4m
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(CVV)	2 心　2mm2	10m
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(CVV)	3 心　2mm2	5m
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(CVV)	4 心　2mm2	5m
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(CVV)	7 心　2mm2	12m
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(CVV)	8 心　2mm2	5m
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(CVV)	10 心　2mm2	23m
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(CVV)	15 心　2mm2	78m
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(CVV)	20 心　2mm2	62m
600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	1.6mm	62m
600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	2.0mm	106m

3　受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

（1）調達検討資材の代替資材を調達した場合

（2）調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

（3）調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

4　受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

5　本運用は、当面の間の運用とする。

運用掲載場所
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314443/

（仮設トイレの洋式化）

第１１条　受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用ト

イレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

２　受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。

３　受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第１２条　本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次のＵＲＬにある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/

（オンライン電子納品）

第１３条　受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

２　なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のＵＲＬにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第１４条　本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

２　対象工事は、次のＵＲＬにある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC HP
https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/

（ＣＣＵＳ活用推奨モデル工事）

第１５条　本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（ＣＣＵＳ活用推奨モデル工事）」であり、次のＵＲＬにある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/

（週休２日確保工事）

第１６条　本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休２日に取り組む「週休２日確保工事」であり、別に定める「週休２日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

２　実施要領に基づき本工事で完全週休２日（土日）に取組む場合は、工事着手までに取

組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

3　施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休２日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休２日確保工事等実施要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/



（標示板記載例）月単位の場合



（標示板記載例）完全週休２日（土日）の場合

（暫定単価方式の試行）

第１７条　本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。

2　特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。

3　設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。

4　契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第１８条　本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1　工事に関する概要は、以下のとおりである。

１）ゲート遠方操作盤（更新）　１面
ゲート機側操作盤（更新）　１面
切替開閉器盤　（新設）　１面

２）電気設備工事　１式
上記機器　既設盤撤去・搬入・据付
既設ケーブル更新（機側盤２次側を除く）
架空ケーブル布設、コンクリート柱建柱
総合試運転

３）電気設備に関する申請手続き一式

2　適用する図書及び基準

（１）内線規定　（付録　四国電力株式会社監修）　日本電気協会
（２）ＪＩＳハンドブック　電気設備工事編　日本規格協会
（３）公共建築工事　標準仕様書（電気設備工事編）　日本規格協会
（４）公共建築設備　工事標準図（電気設備工事編）　日本規格協会
（５）公共建築改修工事　標準仕様書（電気設備工事編）　日本規格協会
（６）公共建築工事　標準仕様書（機械設備工事編）　日本規格協会
（７）公共建築設備　工事標準図（機械設備工事編）　日本規格協会
（８）高圧受変電設備規定　日本規格協会
（９）電気設備工事監理指針　公共建築協会
（１０）機械設備工事監理指針　公共建築協会
（１１）電気設備標準機器仕様書　農林水産省農村振興局
（１２）建築電気設備工事一般仕様書・同標準図　日本下水道事業団
（１３）その他関連法規、規定など

3　工事施工範囲

本設計図面は、参考図面とし機能に応じた検討を施工時に改めて実施する事。
総合試運転を実施し所定の性能を発揮することを確認後、引渡しとする。

4　本工事に使用する主要材料は下記によること。

（１）電線及びケーブル類

特に指定なき限り下記を使用のこと。

・電力ケーブル
架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケーブル(CV)　２㎟以上

・操作回路
制御用ビニール絶縁ビニールシースケーブル(CVV)２㎟以上

・接地回路
ビニール絶縁電線(IV)1.6 ㎜以上

・計測回路
制御用ビニール絶縁ビニールシースケーブル、シールド付(CVVS)２㎟以上

（２）電線管

・屋内露出配管　厚鋼電線管　22φ以上

・屋外露出配管　　厚鋼電線管　22φ以上

（３）本工事の配線、配管工事は下記により施工のこと。
・電線管を地中埋設するとき、地中部分は波付合成樹脂管とすること。
・電線管を露出して設置するときは、見苦しくない場所に、壁面に沿わせて体裁よくそろえサドル又はパイプハンガー等により堅固に取り付けること。
・プルボックス及びケーブルラックは、堅固に取り付けること。
・電線管等の内部で、ケーブルの接続をしてはならない。ケーブルの接続、分岐は必ず分電盤、プルボックス、ジョイントボックス等にて行うこと。
・電線の末端処理は芯線を傷つけないようにし、電線に適合した圧着端子と圧着工具により十分に圧着のこと。この時電線の行き先を明示する丸札を取り付けること。
・配線完了後電線相互間、電線と大地間の絶縁を５００Ｖメガにより測定し、短絡、接地のないよう確認のこと。

５　工事用電力
据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、請負者の負担とする。
本工事の試運転調整に要する電力は、請負者の負担とする。

電気設備機器

１）　自家発電設備

型　　式	ディーゼルエンジン駆動発電機装置(キュービクル型)
数　　量	１台
寸　　法	承認図により決定する

（１）発電機

形　　式	横軸回転界磁形同期発電機
極　　数	２極
定格回転数	3,600min^{-1}
励磁方式	ブラシレス
定格出力	20kVA 以上
定格電圧	220V
定格周波数	60Hz
力　　率	80%
相　　数	３相３線

（２）ディーゼル機関

形　　式	立形水冷４サイクルディーゼル機関
定格出力	29.4kW 以上
冷却方式	ラジエータ冷却
始動方式	セルモータによる電気始動
燃　　料	軽油(JIS 2 号)

（３）その他キュービクル内搭載品
搭載型発電機盤
蓄電池及び充電器
その他必要な物

2）　ゲート遠方操作盤

（1）数　　量			1面
（2）型　　式	鋼板製屋内自立閉鎖型		
（3）概略寸法	W７００×H１９００×D５００		
（4）塗装色	５Y７／１		
（5）盤面取付器具			
・名称銘板			1式
・交流電圧計	０－３００V		1台
・交流電流計	２０／５A	０－２０―４０A	1台
・開度計	０－５．３５m		1台
・外水指示計	０－５m		1台
・内水指示計	０－５m		1台
・集合表示灯			1組
・切替スイッチ	自動／手動		1台
・操作スイッチ			4台
・その他必要なもの			
（6）盤内取付器具			
・変流器	２０／５A		2台
・変圧器	２２０／１００V　３kVA		1式
・電磁接触器			2台
・盤内照明			1台
・予備品			1式
・その他必要なもの			

3）　ゲート機側操作盤

（1）数　　量			1面
（2）型　　式	鋼板製屋内自立閉鎖型		
（3）概略寸法	W７００×H１９００×D５００		
（4）塗装色	５Y７／１		
（5）盤面取付器具			
・名称銘板			1式
・交流電圧計	０－３００V		1台
・交流電流計	２０／５A	０－２０―４０A	1台
・開度計	０－５．３５m		1台
・外水指示計	０－５m		1台
・内水指示計	０－５m		1台
・集合表示灯			1組
・切替スイッチ	自動／手動		1台
・操作スイッチ			4台
・その他必要なもの			
（6）盤内取付器具			
・変流器	２０／５A		1台
・ヒューズ			3台
・配線用遮断器	３P　３０AF		1台
・配線用遮断器	２P　３０AF		4台
・進相コンデンサ	５０μF		1台
・盤内照明			2台
・予備品			1式
・その他必要なもの			

4）　切替開閉器盤

（1）数　　量　　１面
（2）型　　式　　鋼板キャビネット
（3）概略寸法　　Ｗ４００×Ｈ４００×Ｄ２００
（4）塗装色　　５Ｙ７／１
（5）盤面取付器具
・名称銘板　　１式
・その他必要なもの
（6）盤内取付器具
・手動切替開閉器　　3極　１００Ａ　　１台
・その他必要なもの

5）　投込み式水位計
（1）方　式　　圧力式
（2）数　量　　２組
（3）精　度　　スパンの±0.3%
（4）測定範囲　　０～１０ｍ
（5）出力信号　　ＤＣ４～２０ｍＡ
（6）測定対象　　海水
（7）材　質　　ハステロイ相当品

6）　水位計変換器
（1）表　示　　アナログ指示
（2）材　質　　SUS 製
（3）数　量　　２台